



® 平成 29 年 12 月 14 日 (木)

No. 14590 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第5回

中国の「民法総則」の公布と、その知財実務への影響… (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動)…………… (7)

☆知的財産研修会(新春知財セミナー)………… (8)

中国知財の最新動向 第5回

中国の「民法総則」の公布と、 その知財実務への影響

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

中国の第12期全国人民代表大会(以下「全人代」という)常務委員会第5回会議において、2017年3月15日、「民法総則」が採択され、公布された(施行日は、2017年10月1日)²。

中国にはまだ「民法典」は存在せず、民法通則、物権法、契約法、相続法、担保法等の法律が、独立した法律として、それぞれ異なる時期に制定されて

きた。このうち、民法典の総則に相当する法律は、1986年に制定された「民法通則」である。2020年に統一民法典の制定を目指す中国の全人代は、従来の「民法通則」に実質的に取って代わるものとして、今回、「民法総則」を採択・公布した。但し、今回の「民法総則」の成立により「民法通則」が廃止されるわけではなく、統一民法典が正式に成立するまで、「民法通則」も「民法総則」も並存するが、「新法が旧法

SUN・GROUP

企業のグローバル化経営に資する
知財戦略のプロ集団

サン・グループ 代表 藤本 昇 サン・グループ 副代表 藤本 周一

藤本昇特許事務所

所長 弁理士 藤本 昇

意匠・機械・知財紛争
訴訟・鑑定・契約

【URL】
www.sun-group.co.jp

【大阪】
〒542-0081
大阪市中央区南船場 1-15-14
堺筋堀内ビル2階
(総合受付5階)

【東京】
〒102-0093
東京都千代田区平河町1-1-8
麹町市原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭(化学)

副所長 弁理士 野村 慎一(意匠・国際)

弁理士 小山 雄一(化学・国際)
弁理士 田中 成幸(商標・不競法)
弁理士 石井 隆明(意匠)
弁理士 三条 英章(化学)
弁理士 道慶 一豊(化学)

弁理士 北田 明(機械・制御)
弁理士 大川 博之(機械・制御)
弁理士 久米 哲史(化学・国際)
弁理士 北村 七重(国際)
弁理士 大西 陽子(意匠)

弁理士 白井里央子(商標・不競法)
弁理士 日東 伸二(化学・薬学)
弁理士 山本 裕(化学・薬学)
弁理士 横田 香澄(化学)
中国弁理士 展 馨(機械・国際)

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 [E-mail]info@sun-group.co.jp

株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

取締役 田村 勝宏 取締役 川原 丈夫

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993

【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391

[E-mail]nets@sun-group.co.jp

株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

担当役員
田村 勝宏

【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910

【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997

[E-mail]patra@sun-group.co.jp

に優先する」との原則に基づき、「民法総則」が優先的に適用されることに注意が必要である。ちなみに、「民法通則」は全9章156条あったが、「民法総則」は全11章206条ある。「民法総則」の体系は、表1のとおりである。

そもそも、「民法総則」は、知的財産法を含む私法体系の基本法であり、知的財産権分野の一般法として位置付けられる。

そこで、以下では、「民法総則」のポイントを紹介するとともに、その知的財産権実務に及ぼす影響について、解説したいと思う³。

表1：「民法総則」の体系

第1章 基本規定		1条～12条
第2章 自然人	第1節 民事権利能力と民事行為能力	13条～25条
	第2節 監護	26条～39条
	第3節 失踪宣告及び死亡宣告	40条～53条
	第4節 個人工商業者及び農村請負経営者	54条～56条
第3章 法人	第1節 一般規定	57条～75条
	第2節 営利法人	76条～86条
	第3節 非営利法人	87条～95条
	第4節 特別法人	96条～101条
第4章 非法人組織		102条～108条
第5章 民事上の権利		109条～132条
第6章 民事法律行為	第1節 一般規定	133条～136条
	第2節 意思表示	137条～142条
	第3節 民事法律行為の効力	143条～157条
	第4節 条件付きと期限付きの民事法律行為	158条～160条
第7章 代理	第1節 一般規定	161条～164条
	第2節 委任による代理	165条～172条
	第3節 代理の消滅	173条～175条
第8章 民事責任		176条～187条
第9章 訴訟時効		188条～199条

第10章 期間の計算		200条～204条
第11章 附則		205条～206条

Ⅱ 民法総則のポイント

1 総説

「民法総則」は、大別して、「身分関係の規定」と「財産関係の規定」とがあるが、本稿では、前者の紹介については割愛し、以下、知的財産権にも関連する「財産関係の規定」についてのみ紹介する。

2 行為能力に関する規定の整備

行為能力について、制限行為能力者となる者の年齢基準を、従来の「満10歳」から「満8歳」に引き下げた。満8歳以上の未成年者たる制限行為能力者の法律行為については、法定代理人が代理し、又は法定代理人の同意・追認を得て行うことができる。但し、単に利益を得るだけの法律行為や、年齢・知力にふさわしい法律行為は、制限行為能力者が単独で行うことができる(19条)。また、自己の行為を完全には弁識できない成年者も、制限行為能力者とされ、その法律行為については、法定代理人が代理し、又は法定代理人の同意・追認を得て行うことができる。但し、単に利益を得るだけの法律行為や、年齢・知力・精神状態にふさわしい法律行為は、制限行為能力者が単独で行うことができる(22条)。

8歳未満の者は、完全行為無能力者ということになる(20条)。また、自己の行為を弁識できない8歳以上の者も、完全行為無能力者とされ、その法定代理人が法律行為を代理する(21条)。

なお、完全な行為能力は、「満18歳」から認められる(17条)。

3 法人制度の整備

(1) 法人の種類

「民法総則」は、法人を、営利法人(76条～)、非営利法人(87条～)及び特別法人(96条～)に大別し、会社法、契約法等との整合性を図った。

「営利法人」とは、利益を取得し、それを株